

## 中央区中等度難聴児発達支援事業（補聴器購入費助成）のご案内

中央区では、身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象とならない中等度難聴児に対して、言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進し、難聴児の健全な発達を支援することを目的として、補聴器の購入費用の一部又は全部を助成する事業を行っています。

### 1 対象者

中央区にお住まいの18歳未満の児童で、以下のすべてに該当する方

- ①身体障害者手帳（聴覚障害）交付の対象となる聴力ではないこと
- ②聴力レベルがおおむね30デシベル以上であり、補聴器の装用により、言語の習得など一定の効果が期待できると医師が判断するもの

### 2 助成内容

補聴器の購入費用（上限 144,900 円）の一部（原則9割）を助成します。

※ただし、対象者が生活保護法による被保護世帯又は区民税非課税世帯に属する場合は、全額助成します。

### 3 助成個数

原則1個

※ただし、区長が教育上、生活上等特に必要と認めた場合は両耳分として2個支給します。

### 4 お手続きの流れ

補聴器購入費助成申請書に、医師の意見書および補聴器販売業者が作成した見積書を添付して提出してください。

詳細については個別にご説明いたしますので、まずはご連絡ください。

### 5 注意事項

- (1) この事業は他の事業で補聴器の給付を受けられない方を対象としております。身体障害者手帳（聴力障害）の交付対象である場合は、この事業で助成を受けることができません。
- (2) 意見書作成のための診断料及び意見書の作成費用は全額自己負担となります。

### 6 連絡・問合せ先

中央区 福祉保健部障害者福祉課 相談支援係

電話：03（3546）6032

別表1（第3条関係）

| 補聴器の種類        | 1台当たりの基準価格          | 基準価格に含まれるもの                  | 耐用年数 | 備考   |
|---------------|---------------------|------------------------------|------|--|
| 高度難聴用ポケット型    | 144,900円            | 補聴器本体（電池を含む）及びイヤモード          | 5年   | デジタル補聴器で、補聴器の装用に關し専門的な知識及び技能を有する者による調整が必要な場合は、2,000円を加算すること。 |
| 高度難聴用耳かけ型     |                     |                              |      |  |
| 重度難聴用ポケット型    |                     |                              |      |  |
| 重度難聴用耳かけ型     |                     |                              |      |  |
| 耳あな型（レディメイド）  |                     |                              |      |  |
| 耳あな型（オーダーメイド） |                     |                              |      |  |
| 骨導式ポケット型      |                     | 補聴器本体（電池を含む）、骨導レシーバー及びヘッドバンド |      |  |
| 骨導式眼鏡型        | 補聴器本体（電池を含む）及び平面レンズ |                              |      |  |

（注）補聴器の種類は、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年9月29日付厚生労働省告示第528号）に定める補聴器とする。

別表2（第3条関係）

| 補聴システム（FM型・デジタル方式） | 1台当たりの基準価格 | 備考                           |
|--------------------|------------|------------------------------|
| ワイヤレスマイク           | 135,400円   | 更新する場合は、前回の助成から5年以上経過していること。 |
| 受信機                | 97,300円    |                              |
| オーディオチュー           | 5,250円     |                              |